

いしかわ^こ子どもの^{けんりきほんじょうれい}権利基本条例^{あん}（案） （^こ子ども^{ばん}版）

— <大人の皆様へ> —

「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）について、子どもの意見をいただくためにつくりました。
子どもが意見できるよう、ご配慮をお願いします。

じょうれい なに 条例って何？

けん しちょうそん き くに おお ほうりつ
県や市町村が決めるルールのこと。国が決める大きなルール（法律）と
ちいき つか じょうれい
はちがって、その地域だけで使われるルールが「条例」です。

こ けんりきほんじょうれい めざ いしかわ子どもの権利基本条例をつくってどんなことを目指しますか？

こ しゃかい たいせつ そんざい せかい ひとり
子どもは、社会にとってとても大切な存在です。世界に一人しかいない
だいじ ひと ひと あい しん じぶん じしん ほこ
大事な人として、まわりの人に愛され、信じてもらえることで、自分に自信と誇
りを持ち、ゆめ きぼう も あんしん すこ そだ
りを持ち、夢や希望を持ちながら、安心して健やかに育つことができます。

こ う おとな おな
子どもは、生まれたときから、大人と同じように「○○して
もいいこと（権利）」を持っています。



こ けんり あたら じょうれい
そこで、子どもの権利についての新しいルール（条例）
をつくることで、こ けんり まも こ すこ
をつくることで、子どもの権利を守り、子どもが健やかに、
えがお しあわ しゃかい めざ
笑顔で幸せにらせる社会を目指しています。

こ 子どもとは？

なんさい こ き こころ からだ そだ とちゅう
このルールでは、「何歳まで子ども」とは決めず、心や体が育っている途中
ひと こ
の人を「子ども」としています。

こ けんり 子どもの権利とは？

こ けんり まも せかい こ けんり かん じょうやく
子どもの権利を守るために、世界では「子どもの権利に関する条約」という
ルールがあります。このルールに、にほん さんか こ たいせつ
日本も参加していて、子どもを大切にす
るためにまも かなければならぬことが書かれています。

このルールでは、

い けんり 1 生きる権利

いのち まも たと す ばしょ た
命が守られること。例えば、住む場所があって、ごはんが食べられて、
びょうき びょういん
病気のとときに病院に行けること

そだ けんり 2 育つ権利

べんきょう やす あそ じぶん ちから
勉強したり、休んだり、遊んだりして、自分の力
をのばしてせいちょう
成長できること

まも けんり 3 守られる権利

ぼうりよく まも あんぜん
いじめや暴力、ひどいしごとなどから守られて、安全にすごせること

さんか けんり 4 参加する権利

じぶん かんが い かつどう
自分の考えを言ったり、グループで活動したりできること

などが決められています。そして、これらのけんり しゃかいぜんたい
権利は、社会全体（みんな）で
まも たいせつ
守っていくことが大切です。



じょうれい たいせつ かんが かた 条例で大切にす 考え方は？

こ あつか もんだい おとな
いじめや子どもへのひどい扱いの問題をなくすためには、大人だけでなく、
こ こ けんり し たいせつ
子どもが「子どもの権利」についてよく知ることが大切です。

こ こ けんり し じぶん たいせつ そんざい き
子どもが「子どもの権利」を知ること、自分が大切な存在だと気づき、
しゃかい こうどう おも こ
社会のために行動したいと思えるようになります。そうすることで、子どもの

けんり まも あたら しゃかい つく
権利が守られる新しい社会を作っていくことができます。

みんなが「子どもの権利」についてよく知り、子どもが
じぶん じしん も ちから そだ
自分に自信を持って、力をのばして育ていけるような
かんきょう たいせつ
環境をつくっていくことが大切です。



こ かんけい やくわり 子どもに関係するひとたちの役割は？

いしかわけん
○石川県

こ けんり まも しゃかい くに し まち
子どもの権利を守る社会をつくるために、国や市・町、
ほごしゃ がっこう じどう かか しせつ がいしゃ こそだ たす
保護者、学校・児童に関わる施設、会社、子育てを助
だんたい きょうりょく ひつよう とく すす せきん
ける団体などと協力して、必要な取り組みを進める責任があります。



し まち
○市・町

くに けん きょうりょく ちいき あ こ
国や県と協力しながら、それぞれの地域のように合わせて、子どもたちの
かつどう すす どりょく
ためのルールや活動を進めるように努力します。

ほごしゃ
○保護者

こ せいかつ ひつよう しゅうかん み じぶん きも
子どもが生活に必要な習慣を身につけ、自分でやってみようとする気持
そだ こころ からだ せいちょう どりょく
ちを育てて、心と体のバランスよく成長できるように努力します。

がっこう じどう かか しせつ かんけいしゃとう
○学校・児童に関わる施設などの関係者等

こ こ けんり し ひつよう
子どもが「子どもの権利」についてよく知ることができるように、必要な
てだす おこな
手助けを行っていきます。

かいしゃ じぎょうしゃ
○会社などの事業者

はたら ひと じぶん こ す じかん と しごと
働いている人が自分の子どもと過ごす時間をしっかりと取れて、仕事と
いえ せいかつ りょうほう じゅうじつ どりょく
家での生活の両方が充実するように努力します。

こ こそだ しえんだんたいとう
○子ども・子育て支援団体等

こ こそだ たす ちから くに けん し まち
子どもや子育てを助けるために力をつくすとともに、国や県、市や町が

すす こ けんり まも と く きょうりよく
進める子どもの権利を守るための取り組みに協力します。

けんみん
○県民

こ けんり し くに けん し まち すす
子どもの権利についてよく知るとともに、国や県、市や町が進
める子どもの権利を守るための取り組みに協力します。

いしかわけん と く
石川県が子どものために取り組むことは？

いけん い しゃかい さんか かんきょう
○意見を言ったり社会に参加しやすい環境づくり

こ しゃかい いちいん じぶん いけん い
すべての子どもが社会の一員として、自分の意見を言ったり、いろいろな
かつどう さんか かんきょう ととの
活動に参加できるように、そのための環境を整えていきます。

いけん と い
○意見を取り入れる

こ けいかく た じっこう
子どものための計画を立てたり、実行したりするとき
は、子どもや保護者の意見を取り入れるようにします。



じょうほうはっしん
○情報発信

こ けんり し たいせつ おも
みんなが「子どもの権利」についてもっと知って、大切だと思えるように、
じょうほう つた
情報をわかりやすく伝えていきます。

そうだんたいせい
○相談体制

こ なや そうだん
子どもが悩んだときに、相談しやすくします。

こ けんり まも
○子どもの権利を守る

こ けんり まも ふこうへい たす
子どもの権利が守られなかったり、不公平なことがあったときに、すぐに助
けられるようにします。

じゅんび すす
○しくみや準備を進める

こ たいせつ けんり まも しゃかい
子どもの大切な権利をきちんと守ることができる社会にしていくために、
ひつよう じゅんび すす
必要なしくみや準備を進めていきます。